

愛川町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成30年5月

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

愛川町通学路安全対策協議会

1 プログラムの目的

近年、歩道を歩行中の集団登校の列に車両が衝突するなど、登下校中の児童生徒が被害に遭う交通事故が多く発生しています。

本町では、平成24年度に学校と関係機関が連携して通学路の緊急安全点検を行い、必要な対策を講じてきましたが、こうした通学路の安全確保について継続的な取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「愛川町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

町では、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図っていきます。

2 推進体制

本プログラムに基づく取組の推進に当たっては、関係機関で構成する「愛川町通学路安全対策協議会」（以下「対策協議会」という。）が中心となって行います。

＜対策協議会の委員構成、愛川町通学路安全対策協議会設置要綱第3条関係別表順＞

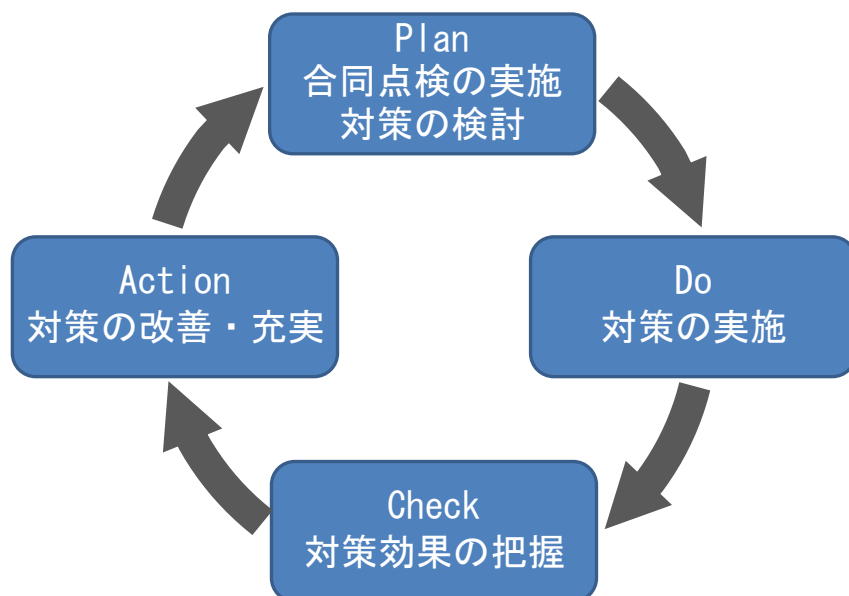
- | | |
|---------------|-----------------|
| ・ 教育総務課長 | ・ 指導室長 |
| ・ 住民協働課長 | ・ 道路課長 |
| ・ 厚木警察署交通第一課長 | ・ 厚木土木事務所道路維持課長 |
| ・ 教頭会代表 | ・ P T A連絡協議会代表 |

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、関係機関による合同点検を行い、必要な対策を講じます。

また、これらの取組はPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



(2) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施等

- (1) 町内の各学校の実情に応じて合同点検を実施します。
- (2) 効率的、効果的に合同点検を行うため、学校ごとに点検する場所を抽出して合同点検を実施します。

イ 合同点検の体制

合同点検は、対策協議会を基本として、必要に応じて地域関係者等にも参加を依頼して実施します。

（３）対策案の検討

合同点検の結果、明らかになった対策必要箇所については、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置などのハード対策や交通規制、交通安全教育などのソフト対策の具体的対策案を検討します。

（４）対策の実施

検討した対策案の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係機関相互の連携を図ります。

（５）対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、学校や保護者、地域関係者等から聞き取りを行うなど、実際に期待した効果が上がっているか、または、児童生徒の安全がより確保されているのか等を確認します。

（６）対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や把握した対策効果の結果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図っていきます。

4 対策箇所一覧表及び対策箇所図の公表

点検結果や対策内容については、「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、関係者間での認識を共有するため、関係機関に対し公表します。